



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 6 年 10 月

令和 7 年 4 月 1 日～育児・介護休業法の改正事項

改正育児・介護休業法が本年 5 月 31 日に公布され、9 月 1 日に改正法に関連する政省令の交付および指針の告示が為されました。育児・介護休業法の主な改正事項と施行時期は下表の通りです。本稿においては、**特に介護休業に関する内容**について取り上げます。

改正内容		施行時期
育児に関する改正	子の看護休暇の見直し	令和 7 年 4 月 1 日
	所定外労働の制限の対象となる子の範囲の拡大	
	300 人超の企業に育児休業取得状況の公表の義務付け	
	育児短時間勤務の代替措置の追加	
	在宅勤務等の措置の努力義務化	
	個別の意向の聴取と配慮の義務付け	
柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け		
介護に関する改正	介護休暇の見直し	令和 7 年 4 月 1 日
	介護両立支援制度等の個別周知・意向確認の義務付け	
	介護両立支援制度等の早期の情報提供の義務付け	
	介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備の義務付け	
	介護期の在宅勤務等の努力義務化	

2025 年 4 月 1 日までに対応すべき事項 ※介護休業分野

① 介護両立支援制度等の個別周知・意向確認

令和 7 年 4 月 1 日以降に労働者が対象家族を介護する必要が生じた旨の申出があった場合は、対象家族が介護を必要とする状況に至ったことを労働者が申し出たときは、介護休業に関する制度および介護に関する両立支援制度等について個別に知らせる（個別周知）とともに、介護休業および介護両立支援制度等の利用について、意向を確認する（意向確認）措置が義務付けられます。ただし、このとき取得を控えさせるような個別周知・意向確認は認められないものとされています。

※なお、労働者が**妊娠・出産**を申し出た際の個別周知・意向確認（法 21 条）についてはすでに**法律で義務化**されています。

周知事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等 ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先 ③ 介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

② 介護両立支援制度等の早期情報提供

①の個別周知・意向確認とは別に、労働者が40歳に達した日の属する年度その他省令で定める期間の始期に達したときは、その労働者に対して、介護休業に関する制度および介護に関する両立支援制度等について知らせる（情報提供する）ことが義務付けられます。

情報提供期間	① 労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ② 労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間
情報提供事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等 ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先 ③ 介護休業給付金に関すること ※ 併せて介護保険制度について周知することが望ましい。
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。

③ 雇用環境整備の義務付け

介護休業および介護両立支援制度等を利用しやすい職場環境を整備し、制度利用の申出が円滑に行われるようにするため、介護休業および介護両立支援制度等について、以下の措置の何れかを講じることが事業主に義務付けられます。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

仕事と介護の両立支援 ～両立に向けての具体的ツール～ | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

【助成金】人材開発支援助成金 人材育成支援コース

前回の両立支援等助成金について少しお話しをさせていただきます。

厚生労働省は、両立支援等助成金の育休中等業務代替支援コースについて、2025年度から対象企業を拡大し、全ての業種の「従業員300人以下」の企業とするとし、助成の対象となる育休取得者が全国で12%増加するとみており、来年度予算の概算要求で育休中の業務代替支援として266.3億円を盛り込んだとしているとのことでした。

弊所の方でも多くのお客様から依頼がきている状況であり、上記にお伝えした育休中等業務代替支援コースは以前のコースよりも助成金支給額が増額しているためご検討いただけますと幸いです。

今回は、人材開発支援助成金 人材育成支援コースについてご説明させていただきます。

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間の賃金の一部を助成する制度です。

対象者	雇用保険適用事業所の労働者であり雇用保険被保険者
訓練	① 人材育成訓練：10時間以上のOFF-JTによる訓練
	② 認定実習併用職業訓練：新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
	③ 有期実習型訓練：有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

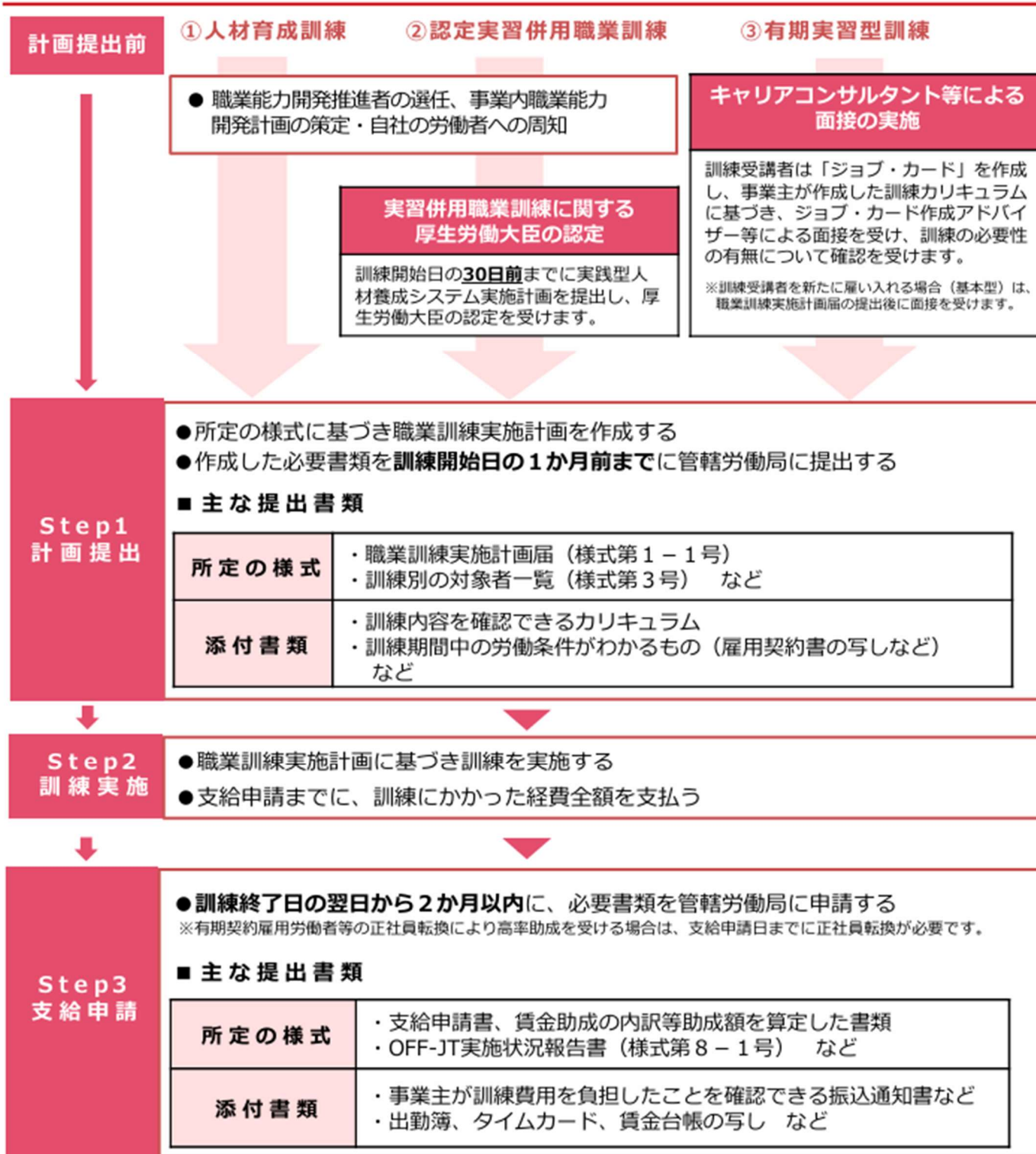
また、人材育成訓練についてはトータルで 10 時間以上の訓練をすれば支給申請が可能となりますので支給申請しやすい助成金と言えます。※ただし人材育成訓練の中には訓練として認められないものもありますので、ご不明な点はお問い合わせ頂ければと存じます。

今回ご説明させて頂いている人材育成訓練の経費助成率は有期・無期雇用契約労働者の場合は 60%ですが、正社員転換を行うと 70%まで助成率が上がります。

更に、賃金助成もありますので 1 人 1 時間当たり 760 円の賃金助成ですが要権を満たすと +200 円の増額となります。

※上記の金額は中小企業の場合です。

助成金受給までの手続きの流れと申請に必要な書類



以上となります。

ご不明な点等御座いましたら、お気軽にご連絡下さい。

介護休業の制度・介護両立支援制度等に関するご案内

家族を介護する必要がある場合に取得または利用できる制度のご案内です。

I 介護休業および介護両立支援制度等

1. 介護休業(育児介護規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族(※)を介護している方は、93日の範囲内で3回まで介護休業を取得することができます。
- 介護休業を取得しようとするときは、休業開始予定日の2週間前までに「介護休業申出書」を〇〇部〇〇課に提出してください。
- 介護休業期間は無給ですが、雇用保険の「介護休業給付金」を受け取ることができます。
※対象家族:配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫

2. 就業しながら利用できる両立支援制度

(1) 介護休暇(育児・介護休業規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族を介護している方は、次のような場合に、介護休暇を取得することができます。
 - ・対象家族の介護をするとき
 - ・通院等の付き添いをするとき
 - ・介護サービスの提供を受けるための手続きの代行をするとき
 - ・その他の対象家族に必要な世話をするとき
- 介護休暇の日数は、1年間(4月1日から3月31日)5日間(対象家族が2人以上の場合は10日間)です。
- 介護休暇は無給です。
- 介護休暇の取得を希望するときは、原則として、事前に「介護休暇申出書」を〇〇部〇〇課に提出してください。

(2) 介護短時間勤務(育児・介護休業規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族を介護する方は、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務の制度を利用することができます。
- 介護短時間勤務の制度を利用することができる期間は、対象家族1人につき、介護短時間勤務を開始しようとする日から連続する3年間です。なお、3年間に2回まで申出をすることが可能です。
- 介護短時間勤務制度の利用を希望するときは、「介護短時間勤務申出書」を〇〇部〇〇課に提出してください。

(3) 所定外労働の免除(育児・介護休業規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族を介護する方は、所定労働時間を超えて労働させない(残業をさせない)措置を利用できます。
- 所定外労働の免除を希望するときは、免除を開始しようとする日の1カ月前までに「介護のための所定外労働の免除請求書」を〇〇部〇〇課に提出してください。

(4) 時間外労働の制限(育児・介護休業規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族を介護する方は、申出により、1カ月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をしないようにすることができます。
- 時間外労働の制限を希望するときは、制限を開始しようとする日の1カ月前までに「介護のための時間外労働の制限請求書」を〇〇部〇〇課に提出してください。

(5) 深夜業の制限(育児・介護休業規程第〇〇条)

- 要介護状態にある対象家族を介護する方は、申出により、深夜(22:00～5:00)の勤務をしないこととすることができます。
- 深夜業の制限を希望するときは、制限を開始しようとする日の1カ月前までに「介護のための深夜業の制限請求書」を〇〇部〇〇課に提出してください。

上記 1.および 2.の制度の申出および相談については下記担当にご連絡ください。

〇〇部〇〇課 担当：〇〇 〇〇

<内線>〇〇〇〇 < e-mail > ◆◆◆ @□□.co.jp

Ⅱ 休業中に受け取れる給付金

介護休業給付金

介護休業期間中は、雇用保険の介護休業給付金が支給されます。支給額は概ね休業前の賃金の67%です。支給対象となる方には必要提出書類を休業前にご案内します。

介護休業給付金は、介護休業(複数回取得した場合は各休業)終了後に申請します。

介護休業の取得意向について(該当事項にチェック)

- 介護休業を取得予定
- 介護両立支援制度等を利用する予定(利用する制度:)
- 休業取得の予定なし
- 介護両立支援制度等の利用予定なし
- 検討中

●年●月●日

氏名 _____